

プロバイダ責任制限法の 見直しについて

2010.12.21

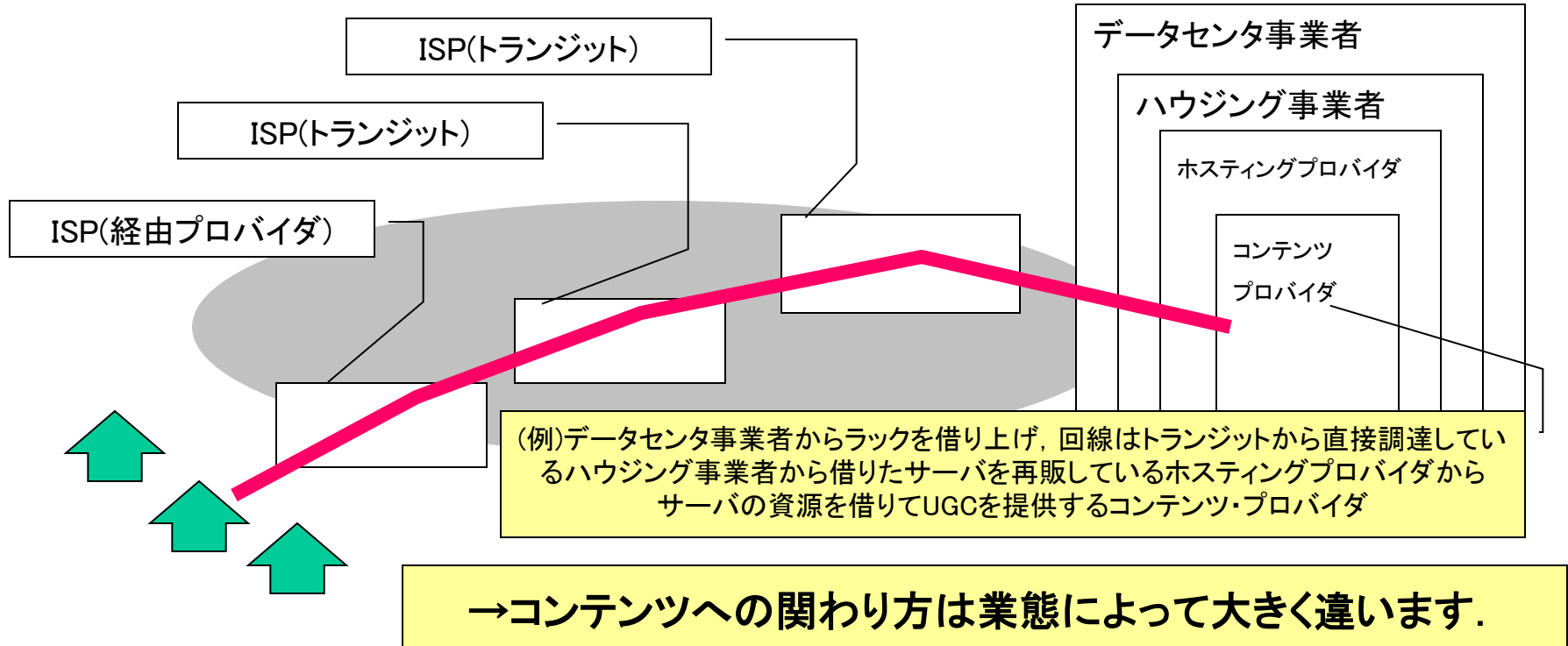
日本インターネットプロバイダー協会

理事・行政法律部会副部長

野口 尚志

「プロバイダ」といっても

- インターネット上の事業者は多種多様



「プロバイダ」といっても(2)

・「特定電気通信役務提供者」

UGC(user generated content)
サービス提供者
(典型的には、掲示板管理者)

ホスティングプロバイダ

ハウジング事業者

ISP事業者(いわゆる経路プロバイダ)

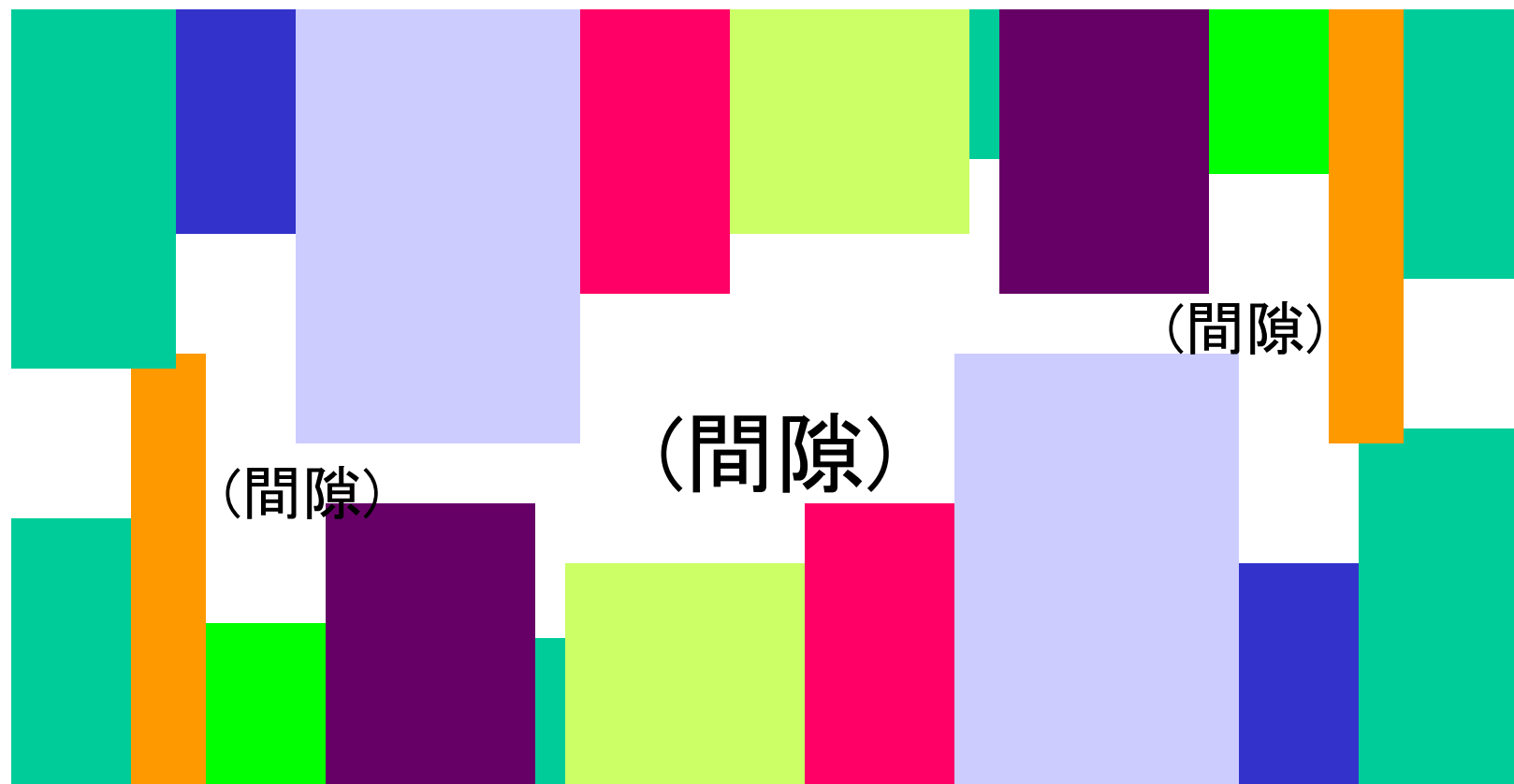
大学、高専などのNW管理者

比較的、参入が容易

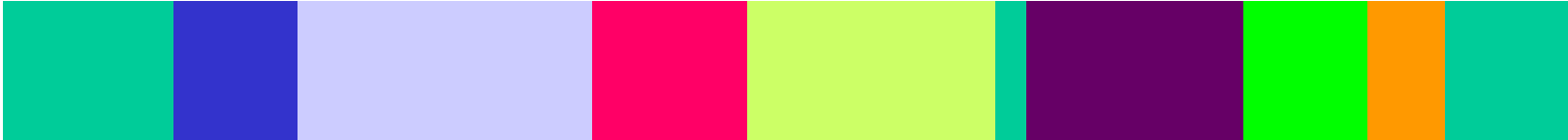
特に、掲示板管理者などには、誰でもなることができる

→特定電気通信役務提供者の規模は、まさに「個人から大企業まで」。
→いわゆる「プロバイダ」とは全然違うイメージの「特定電気通信役務提供者」が多く、個人が趣味で「提供」している「サービス」も多く存在します。

ガイドラインの有用性



ガイドラインの有用性



業態によるコンテンツへの関与度合い, 対応可能性の違い
事業者の規模による体制の違い
侵害された権利の種類, 権利侵害の態様の違いなど

→これらによる間隙を埋めるのが, ガイドラインや
各団体・各社の自主的取組です.

ガイドラインによる取り組み

- プロバイダ責任制限法ガイドライン
 - 侵害コンテンツの送信防止措置
 - 発信者情報開示
- CCIF (ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会)
 - P2Pによる侵害者への啓発メール
- いずれも, ISP等には相当の負担

本来，接続プロバイダは土管

- ・ 権利侵害者 ≠ 特定電気通信役務提供者
 - 侵害者と同視できるような事例を除いて，何らかの義務を負うべきものではない
 - 発信者に対する役務提供義務を負っていることも多い(事業法6条など)
- ・ 現行プロ責法の構成は，この点に配慮されている

プロバイダは土管(2)

- 一般論として、利用者の行為に責任を負わないことは当然
 - 媒介者が責任を負うことになれば、表現の自由への萎縮につながる
- 費用負担の問題
 - 権利者の権利行使のために、プロバイダが人件費等の支出を強いられる構図

→文化の振興という公益上の見地から、一般的な意味で権利侵害対策を行うことは考えられますが、私人の権利行使のためにプロバイダが負担を強いられることは、健全ではありません。

プロバイダへの「義務付け」

- ・ 現行でも、免責の範囲が不当に広いわけではない

(例)

情報の流通による他人の権利の侵害があった場合
 送信防止措置が「技術的に可能」であって、
 ・権利侵害の事実を知っていた or
 ・情報流通を知っていて、権利侵害の事実を知ることができたと認めるに足りる相当の理由があった場合を除き、権利を侵害された者との関係で免責
 ただし、特定電気通信役務提供者≠発信者であること
 (プロ責3条1項)

×

故意・過失
 (民709)

- ・現行3条1項は、特定電気通信役務提供者≠発信者であることを前提に、「常時監視する義務までではない」ことを念のために規定したもの
- ・現行でも、権利者の申立てにかかわらず何もしない場合にまで免責されるようなものではない
- ・ここに条件を加重することは、実質的にプロバイダが権利者の手足となって監視を行うべき、という方向になりかねない
- ・(さらに)3条1項但書に「・・・合理的な措置を講じていない場合」を追加すると、常時監視のようなことを行わない限り、発信者と同視されることになってしまう

→現行の規定は、常時監視義務がないことを明確にしているにすぎず、免責の範囲が不当に広いわけではありません。これ以上の義務を課することは適切ではありません。

技術的侵害防止措置

- ・ 技術的侵害防止措置が取りえる主体は、類型的に限られている
 - ISPやホスティングプロバイダでは無理(検閲そのもの)
 - 動画投稿サイトなどでデッドコピーを検出するなどは、技術的に可能な場合もある
- ・ しかし、問題点も多い
 - 規模にかかわらず実施すべきとなると、個人や小規模サービスへの影響が大きい
 - ハッシュDBをどこが持つか？という問題もありうる
 - ・ 権利者側が持てば、コンテンツごとにお伺いを立てる結果に
 - ・ プロバイダ側・・・といっても今度は事業者が膨大
 - 中小規模事業者の多くは、自主的に対応
 - 特定の技術的手法を要求することの問題

→そもそも技術的侵害防止措置を取りうる主体は類型的に限られているうえ、現実的にコストを負担できる規模の事業者も限られているでしょう。

発信者情報開示請求

- 様々な被害者の存在
 - 名誉毀損, プライバシ侵害…
 - ・ 悪用を考慮すると, 非常に慎重な開示が求められる
 - 著作権侵害とも同様に扱うほかはない
- 現行でも, 制度上は任意開示が可能
 - 著作権は比較的「明らか」かを確認しやすい
 - P2Pについては, そもそも事実関係の確認が難しい

→発信者情報が安易に開示されるべきではなく,
現行の規定は適切と考えられます。
→裁判手続きを利用しやすくすることについては, 賛成です。

発信者情報開示請求(2)

- ・ 開示実施までの期間について
 - 発信者の意見を聴くことは欠かせない手続き
 - 仮に標準処理期間が設定されても、当該期間内に明白性などが確認できなければ「不開示」で打ち切り→「不開示」の割合が高くなるおそれ
- ・ ログの保存期間
 - 通信記録は防犯カメラではない
 - ・ 利用目的の違い
 - 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」
 - ・ 利用目的の範囲内での保存、保存期間経過後の消去
 - 犯罪捜査、権利行使のための「期間延長」は、そもそものログの保存目的を大きく変えることになる

スリーストライク

- ・ すでに、会員制掲示板、動画投稿サイトなどでは、より厳しい措置を実施(妥当な措置)
 - YouTube, ニコニコ動画・・・
 - 事実関係の確認できる範囲と、制限を受ける範囲が一致
- ・ ISPのアクセス回線を止めることの問題
 - アクセス回線は生活インフラ
 - ・ 銀行, 証券, 学校生活, IP電話
 - ・ 警備, 緊急通報, 医療アクセス...
 - ・ 将来的には, 参政権
 - ISPの回線は, 通常1世帯1契約
 - さらには, 2世帯住宅, アパートで1契約
 - これらを実質的に権利者の申立てで停止?
 - ・ そもそも事実関係の確認が問題, さらに制限を受ける範囲が一致しない

→アクセス回線の3ストライクは無茶です。

